

東京、昭53不21、昭54. 9. 18

命 令 書

申立人 全日本商業労働組合東京都支部

申立人 X

被申立人 株式会社 日本メール・オーダー

主 文

- 1 被申立人株式会社日本メール・オーダーは、申立人Xに対する昭和53年2月7日付所沢倉庫への配置転換命令を取消し、同人を本社出版部の原職へ復帰させなければならない。
- 2 被申立人会社は、本命令書受領後1週間以内に55センチメートル×80センチメートル（新聞紙2頁大）の白紙に、下記のとおり明瞭に墨書して、本社玄関の従業員の見易い場所に10日間掲示しなければならない。

記

昭和 年 月 日

全日本商業労働組合東京都支部

執行委員長 A 1 殿

株式会社日本メール・オーダー

代表取締役 B 1

当社が行った貴分会員X氏に対する昭和53年2月7日付所沢倉庫への配置転換は、同氏に対する不利益取扱いであり、貴組合に対する支配介入であるとして東京都地方労働委員会において不当労働行為と認定されました。今後は、このようなことのないよう留意いたします。

（注、年、月、日は文書を掲示した日を記載すること。）

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人株式会社日本メール・オーダー（以下「会社」という。）は、肩書地（編注、東京都品川区）に本社を置き、レコード、運動用具、レジャー用品等の委託製造・販売および輸出入業務、図書の出版・販売を主として営む会社で、従業員数は約140名である。
- (2) 申立人全日本商業労働組合東京都支部（以下「組合」という。）は、商業およびこれに関連する仕事にたずさわる労働者が組織する全日本商業労働組合の東京都における下部組織で、組合員数は約240名である。そして、会社の従業員でこの組合に加入しているものは、日本メール・オーダー分会（以下「分会」という。）を結成しており、その分会員数は現在7名である。
- (3) 申立人Xは、昭和41年12月20日に入社し、52年10月17日以来本社出版部に勤務していたが、53年2月9日から、後記のとおり所沢倉庫に配置転換された。同人は、44年から分会執行委員として積極的に活動しており、本件配転当時は副分会長代行であった。
- (4) なお、会社の従業員は上記分会のほか、日本メール・オーダー労働組合（以下「JMO労組」という。）を組織しており、その組合員数は約100名である。

2 本件配置転換までの労使関係

昭和44年5月、分会は約100名の加入をえて、公然と活動するようになった。その2か月後、課長や課長代理などを含む従業員はJMO労組を結成したが、以来、分会員は次第に減少した。47年頃、(1)管理職らが、従業員の分会への加入を妨害したり、分会からの脱退を勧奨したこと、(2)会社が分会員を出勤停止処分したこと、(3)会社が47年末一時金に関連し、分会員はこれを支給しなかったり、過剰なロックアウトを行ったりしたこと、(4)分会員X、同A2を管理部のダイレクトメール封入機係から大崎倉庫に配置転換したこと、以上はいずれも当委員会において不当労働行為と認定されている（都労委昭和48年不第3号事件一昭和48年5月8日決定および同昭和47年不第124号・48年不第97号併合事件一昭和53年3月28日決定）。

なお、申立人らは上記(4)の事件に係属中であった52年10月17日、Xが品川倉庫（大崎倉庫が移転）から本社出版部（本社隣のビル）へ再び配置転換されたため、Xの配置転換前の原職復帰を求める部分を撤回したので、当委員会は、命令の理由において、A2、X両名の配置転換自体は、「分会の中心的な活動家を他の従業員から隔離し、分会活動の弱まることを期待したもの」との判断を示したが、主文においてはこれを命じなかった。

3 申立人Xにかかる本件配置転換

- (1) 前記のように、Xは昭和52年10月17日、本社出版部に配置転換されたのであるが、それは出版部が非常に忙しく、運転手を必要としていたためであり、以来、同人は出版部において車を運転して書籍取次店への納品や集金あるいは出版部倉庫の出入庫管理などに従事していた。
- (2) そして、Xは本社出版部へ移ってからは、昼休みにビラを配布したり、分会員拡大のため非組合員やJMO労組員との接触を深めるなど積極的に組合活動を行っていた。
- (3) 会社は、埼玉県所沢市に倉庫を借り、会社出版物の「アルファ」などの週刊分冊誌を保管していた。この所沢倉庫には51年春から管理部所属のC1が勤務し、主に週刊分冊誌の針抜き（合本にするために不用のとじ針を抜く作業）の仕事に従事していたが、52年12月に退職した。なお、この倉庫は、C1が勤務する以前は会社の従業員は勤務しておらず、会社は持主の倉庫会社に常駐管理者の派遣を依頼し、倉庫の管理業務を行わせており、現在も常駐している。
- (4) C1の退職に伴う所沢倉庫の欠員補充について、会社はC1が所属していた管理部から後任者を出さず、同倉庫の所管を出版部と定めたうえ、出版部から補充人員を出すよう命じた。
- (5) 53年1月26日、B2出版部次長、B3課長らは、Xを呼び、2月から所沢倉庫で勤務するよう指示し、そこでの仕事は週刊分冊誌の針抜きと倉庫管理である旨を告げた。Xは突然のことであり、なぜ自分が行かなくてはならないかと質したところ、B2次長らは、すでに決定していることおよびXが最適任者である旨を述べた。これに対し、Xは、品川区の自宅から所沢倉庫へは通勤に2時間以上を要し、妻も勤めているため従来自分が

行っていた長女の保育園への送り迎え（月に7～8回）ができなくなること、および組合として打撃をうけることなどを述べて、配置転換をとりやめるよう強く求めた。翌27日、XはB3課長に対し、再び同様の申し入れを行った。

- (6) 同月30日、分会は会社に対し、Xの所沢倉庫への配置転換は不当であり、この件について直ちに団体交渉に応ずるよう文書で申し入れた。

同日、B2次長およびB3課長はXを呼び、Xが長女を保育園へ送る場合は所沢倉庫へ午前10時に出勤すればよいこと、また、迎えに行く場合は、所沢倉庫を午後1時に退出し、本社出版部で退社時間まで勤務すればよいことを説明し、これだけ譲歩するのだから所沢倉庫へ行ってほしいといった。しかし、Xは分会から会社に対し団体交渉を申し入れてあり、団体交渉の場で話し合いたいとして応じなかった。

- (7) 2月1日午後6時からXの配置転換に関して団体交渉が行われた。その席上、会社は、Xの配置転換の理由について、①所沢倉庫に勤務していたC1が退職したため、その補充が必要であるが、会社の売り上げが下がっている状態で新規採用は困難であること、②補充の人員は同倉庫の所管である出版部からださなければならないこと、③Xは倉庫業務の経験者であり、出版部の他の従業員はそれぞれにはずせない担当業務をもっていること、④Xの家庭の事情については出勤時間を配慮したこと、などを説明した。

これに対し組合は、①現在、解雇されて争っているもの1名、休職中のもの3名を除き、現実に出勤している分会員はわずか3名で、そのうち1名は品川倉庫勤務であり、このうえXが所沢へ行けば、他の従業員と隔離され、また、組合の機能も果せなくなること、②A2、X両名の大崎倉庫への配置転換に関して申立てている事件の命令が出ようとしているときに、再び配置転換を行おうとしているのは許せないこと、③所沢倉庫の針抜き作業は単純なものであり、経験者でなくとも新規採用の社員で補充すれば足りること、④前記のようなXの家庭の事情があること、などを主張し、Xの配置転換をとりやめるよう求めた。結局、この日の団体交渉はこれらのやりとりに終始した。

- (8) 同月3日、A3分会長はB4総務課長に対し、次回の団体交渉を申し入れたが、B4課長は配置転換はとりやめず、また団体交渉は行わない旨を述べて拒否した。

そこで、分会は同月6日、再度団体交渉を文書で申し入れた。これに対し、会社は同日、「既に2月1日の団交において貴組合の疑義に対し具体的且つ詳細に亘って説明し、回答致しているので申し入れの要望には応じられない」との回答書をもってこれを拒否した。

- (9) 翌7日、分会は三度団体交渉を文書で申し入れたが、会社は回答を変更する考えは全くない旨文書で回答した。

さらに、Xに対し、同日付のB2出版部次長名による「昭和53年2月9日より新勤務場所である所沢倉庫で出版部業務に従事され度し。尚、通告に従わない場合は就業規則第35条（懲戒処分）が適用される」との通告書を交付した。これに対し、分会は翌8日、会社に対し、「この配置転換はとうてい承服できないものであり、第三者機関に訴えることを含めあくまで闘う。しかし、Xが配転先である所沢倉庫での就労を拒否した場合には解雇その他の懲戒処分が予想されるため、やむなく2月9日から所沢倉庫で就労するものである」旨文書で通告した。

- (10) その結果、同月9日、Xは所沢倉庫に勤務したが、会社が主なる仕事であるといっていた週刊分冊誌の針抜きの作業は約1か月間も仕事がなかった。しかも、同人はこの間、倉庫を早退し、本社出版部で仕事の指示を受ける程度で、同倉庫のもうひとつの仕事である倉庫管理の説明を受けたのは、3月23日になってからのことであった。

- (11) Xがいなくなった出版部では、定期的に総務部から派遣された運転手が、従前Xが行っていた運転業務を行った。

- (12) 会社は、Xの配置転換に関する団体交渉では、売り上げの下降を理由にして新規採用はできないといっていたにもかかわらず、その後会社に特段の事情の変更もないのに、55年3月、少くとも男子事務職員2名をあらたに採用した。

- (13) 54年3月、分会長のA3は企画課に勤務していたが、会社が品川倉庫へ応援に行くよう命じたため、以後、品川倉庫に勤務するようになり、結局、本社には分会員は1名もいない状態となった。

第2 判断

1 当事者の主張

(1) 申立人らの主張

本件配置転換は、従前から分会やXの組合活動を嫌っていた会社が、所沢倉庫勤務の従業員が退職したことを奇貨として、Xに対して行った不利益取扱いであり、かつ分会の活動家を他の従業員から隔離することによって分会の弱体化を企図した支配介入である。

(2) 被申立人の主張

① Xに対し所沢倉庫配属を命じたのは、ア. 同倉庫の勤務者が退職したため、その補充をしなければならず、また、業務上、同倉庫は常駐者が必要で欠員のままにしておけないこと、イ. その補充は人員が余っており、同倉庫を所管している出版部から行うべきであること、ウ. 出版部ではXが最適任者であること、の諸点から行ったもので十分合理的理由がある。

② Xの家庭生活上の支障は、特例的措置を講じたことにより解消している。

③ Xの配属については、組合も合意したものである。

よって、なんら不当労働行為とされるいわれはない。

2 当委員会の判断

(1) 会社は、本件配置転換は、組合の合意のもとに行ったものであると主張する。しかし、配置転換に至る経過は前段認定のとおりであり（第1、3、(7)、(8)、(9)）、組合は、配置転換を承諾したわけではなく、懲戒処分が予想されるため、やむなく就労する旨の通告をしたもので、Xも異議をとどめたうえで、所沢倉庫に就労したものである。

よって、この点の会社の主張は理由がない。

会社主張のように、所沢倉庫の欠員補充に常駐者を必要とするとしても、前段認定のとおり、①Xは出版部では現に運転業務に従事しており（第1、3、(1)）、Xが出たあとは、総務部から運転手が派遣されていること（第1、3、(11)）、②本来、所沢倉庫が出版部の所管と定まっていたわけではないのに、これを変更したこと（第1、3、(4)）、③同倉庫における主なる仕事である針抜き作業は単純作業であり、とくに経験者である

必要はなく、新入社員でも業務を行うことができること、④欠員補充は新規採用で行うべきであるとの組合要求に対し、売り上げ下降を理由にこれを拒否しながら、直後に事務職とはいえ、新規採用を行っていること（第1、3、(12)）、⑤Xが所沢倉庫に就労してから針抜き作業は1か月もなく、同倉庫のもうひとつの仕事である倉庫管理について会社の説明も遅れたこと（第1、3、(10)）、以上の諸点から考えると、所沢倉庫の欠員を出版部の人員で補充しなければならないことおよびXが最適任者とされることについてはいずれも根拠がきわめて乏しい。

また、会社は、勤務上の特例措置を講じたことにより、Xの家庭生活上の支障が解消されたと主張するが、このような措置を講じてまでXを後任者に定めなければならない理由はない。

- (3) さらに、会社が、Xの大崎倉庫（品川倉庫）への不当配転事件についての労働委員会の命令が出される直前にXを本社出版部へ配置転換し、その後わずか3か月余しかたたない時期に、緊急性がないにもかかわらず、組合と十分に団体交渉をつくすことなく、従わなければ懲戒処分を行うとの通告書を出してまで再び遠距離の倉庫に配置転換を行ったのは、その全体の経過がいかにも不自然であり、無理に事を運んだとの感を免れない。
- (4) そして、前記A2、X兩名の配置転換については、当委員会は不当労働行為であると認めたのであるが（第1、2）、本件配置転換も、Xが出版部に移って以来、分会員拡大のため非組合員やJMO労組員との接触を深めるなど積極的に活動をしていたところから、会社は再び他の従業員と隔離をはかり、分会の弱体化を企図したものといわざるをえない。このことは、その後、54年3月、会社が、本社におけるただ1名の分会員であった分会長A3をも倉庫勤務につかせていることを考え合わせると一層明らかである。
- (5) 以上を総合してみると、会社がXを所沢倉庫に配置転換したことは、同人が申立人組合の組合員であることを理由とする不利益取扱いであり、かつ組合の弱体化を企図した支配介入である。

第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、会社が行った分会員Xに対する配置転換は、労働組合法第7条第1号および第3号に該当する。よって、同法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和54年9月18日

東京都地方労働委員会

会長 浅 沼 武